平 成 29 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

１．議長の諮問に関する事項 …… １
１．その他 …… ２５

平成 ２ ９ 年 ５ 月 ８ 日（月曜日）

議会運営委員会会議録

平成２９年５月８日　月曜日
　午前１０時０１分開議
　午前１１時４２分閉議（実時間９８分）

○本日の会議に付した案件

１．議長の諮問に関する事項
　（１）議会改革について
１．その他

○本日の会議に出席した者

委員長	野崎伸也君
委員	亀田英雄君
委員	中山諭扶哉君
委員	成松由紀夫君
委員	古嶋津義君
委員	前垣信三君
委員	増田一喜君
委員	村上光則君
委員	村川清則君
委員	山本幸廣君
議長	鈴木田幸一君

※欠席委員　松永純一君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局次長	嶋田和博君
副主幹兼議事調査係長	増田智郁君

○記録担当書記　嶋田和博君
　増田智郁君

（午前１０時０１分　開会）

○委員長（野崎伸也君）　皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となりましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎議長の諮問に関する事項

○委員長（野崎伸也君）　それでは、議題の１番目、議長の諮問に関する事項の（１）議会改革についてを議題といたします。

まず、③番、会議出席費用弁償の見直しについてでありますが、前回の委員会におきまして、改革クラブと、提案会派であります連合市民クラブを除き、第４案の現行どおりに支給するということで、意見の一致を見たところでありますが、会議出席費用弁償の見直しによる議会費の削減効果や議員報酬とセットで考えた場合の各会派の皆さんの意見聴取を再度お願いをしておりました。

そこで、各会派の御意向はどのようになりましたでしょうか、それぞれ御意見のほうですね、お聞きしたいと思います。どの会派からでも結構でございます。挙手、あれば。

○委員（中山諭扶哉君）　改革クラブのほうですね、先日は、ちょっと案のほう、ちょっと違う話ししておりましたけど、一応現行どおりということで、多数ですね、ございましたので、そちらのほうで、うちは構わないということでございました。

以上です。

○委員長（野崎伸也君）　その他の会派、ございますか。

○委員（古嶋津義君）　費用弁償につきましては、現行どおりということでございます。

それから、議員報酬につきましては、報酬等審議会の審議どおり従うということでございました。

以上です。

○委員（増田一喜君）　費用弁償は現行どおり、それから、報酬についても、報酬等審議会の答申どおりに従うということでございます。

○委員（成松由紀夫君）　同じくです。

○委員（前垣信三君）　未来の会派は、現行どおりということです。

○委員（村上光則君）　うちも一緒です。現行どおりです。

○委員長（野﨑伸也君）　よろしいですかね、皆さん。

今ほどいただきました意見でいけば、現行どおりというようなことでございました。

提案しました連合市民クラブ、私の会派ですけれども、私のほうからは、うちの会派のほうからということでは、現行どおりというような御意見が多いというような中で、会派で話をしたところ、今期については現行どおりでやっていきましょうと。次の第４期ですかね、の市議会が発足してから、また議会改革というような中で取り上げさせていただければと、また議論していただければと、お願いしたいというようなことを付していただきたいというようなことがありましたので、お伝えをしておきたいというふうに思いますが、継続して、また今後もと、今期は現行どおりというようなことでいきたいというふうに思います。

皆さん方、御異議、御意見ございませんか。

○委員（亀田英雄君）　今、委員長の提案のとおり、提案といいますか、市民クラブの意見も尊重したいというふうに思います。

常に、改革は前に進めるべきであってですね、社会情勢も見ながら、話を続けていくことは大事かというふうに考えます。

以上です。

○委員長（野﨑伸也君）　ありがとうございました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野﨑伸也君）　それでは、ただいまの協議いたしましたとおり、議会費用弁償見直しについては、現行どおり、今期については支給をしていくということ、また、今後議会改革を進める中で、審議は継続して進めていくということで、そういうことで決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野﨑伸也君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、続いての④番、管外行政視察の見直し、視察成果の反映について、申し合わせ事項のですね、内容について、皆さん方持ち帰っていただいたというようなことでございます。

また、きょうお配りしております資料、行政視察における申し合わせ事項案ということで、こちらについては、前回の会議の中で御指摘いただいた部分について修正を加えているということでございます。配付しておりますので、こちらもごらんいただきながら、各会派でですね、いろいろと話をされてきたかというふうに思いますので、その内容についてですね、各会派から御意見いただければというふうに思います。

○委員（中山諭扶哉君）　改革クラブのほうからですね、前回提案させていただいた部分に関してですね、一応網羅されているというふうに思います。これでお願いしていいかというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（野﨑伸也君）　１つですね、委員長からなんですけれども、ちょっと気になる、前回のところでですね、気になる部分が、御意見があった部分が、２番目のところですね、視察前に調査目的の内容を事前に勉強する委員会を開催し、委員の共通認識を図るというようなところについて、その細かいところまでですね、明記するのは議会のレベルを問われるんじゃないかというような御意見がございました。一応

お伝えはしておきますが、この点について、何かございませんでしたか。

○委員（前垣信三君）　今の件ですが、勉強する委員会を開催しとありますが、委員会で勉強会を開催するというわけにはいかんのですか。例えば、委員会といいますと、正式な、こういった議会機関になりますし、放映もされますので、事前に内容を検討するのは勉強会でいいんではないかと。ですから、委員会で勉強会を開催しという話、委員会でですね、勉強会を開催するという話になれば、正式な委員会ではないと思いますので、正式な委員会でどうするかという話し合いは、例えば、放映とかの内容にはふさわしくないと思います。

○委員（成松由紀夫君）　今、前垣委員がおっしゃられたとおりで、そこはもう、本来それぞれ自分で勉強してくるのが当たり前で、それをまた、例えば、委員会で放送して、勉強会みたいなことはなじむかどうかというと、それこそ議員の質というか、というふうにもなりかねんし、また、委員会となった場合、費用弁償のことであったりとかということにも関係してくるわけなので、そこはやっぱり、従来どおりで、ただ、事案によっては、正副委員長さんが、その事柄によっちゃあ、これはもうちょっと詰めて勉強会せないかんというところの正副委員長の判断のときには、また、その都度考えるということで、従来どおりでいいんじゃないですかね。

○委員（亀田英雄君）　そんな感じでよかろうかと思うんですよね。だけ、言えば、委員長判断によりていう部分をどこに入れれば、内容を事前に委員長判断によりというとが１つ入ればですたい、そこが網羅されるんじゃないですかね。強制じゃなくてですたい、あとは委員長判断だということを考えながら見ていました。

○委員長（野﨑伸也君）　今の御意見からいけば、特段削除というようなところではないのかなというふうに思います。ちょっとまとめましたけれども、読み上げますよ、よろしいですか。

視察前には、委員長判断により調査目的の内容を、事前に委員会で勉強会を開催し、委員の共通認識を図る、ですよね。これは逆ですね。

○委員（成松由紀夫君）　もう一回よかですか。

○委員長（野﨑伸也君）　視察前には、委員長判断により調査目的の内容を事前に委員会で勉強会を開催し、委員の共通認識を図る。委員長判断と。

○委員（成松由紀夫君）　開催し、じゃなくて、開催することができるでいいんじゃないですか。そうしないと。

○委員（村川清則君）　委員の共通認識を図ることができる。

○委員（亀田英雄君）　共通認識を図ることが目的ですから。

○委員（山本幸廣君）　前は削除してよかじゃなかか、勉強会のとは。そこは削除してからさ、語尾のところだけ、委員の共通認識をする。

○委員長（野﨑伸也君）　勉強する委員会は要らんですね。調査目的の内容を。

○委員（成松由紀夫君）　委員長の判断によりでしょう。

○委員長（野﨑伸也君）　委員長の判断により、まとめられたかな、今ので、大丈夫。（「次回にまとめて」と呼ぶ者あり）わかりました。

○委員（山本幸廣君）　これは、１からのずっと流れですもんね。

○委員長（野﨑伸也君）　そぎゃんですね。その辺から多分提案したと思います。

○委員（山本幸廣君）　だけんでから、２については、はっきり言って、今引っかかっとるのが、勉強する委員会を開催て、それを削除し

て、委員の共通認識でよかっちゃなかですか。委員長判断に。勉強すっとは当たり前のことだもん。その１のときに、もう提案しとうわけんでけん、何を目的として視察に行くのかというのは、各委員からですたい、提案しとるわけだけんでから、そのとき勉強して提案するわけだけん。勉強せんで、誰か聞いたから提案するわけにはいかんわけだけん。自分が行き先か何か勉強してからたい。

○委員（成松由紀夫君）　今の話でよかっちゃなかですか。前の勉強会を外して、共通認識を図ることができるという手法の中に入ると思います。

○委員長（野﨑伸也君）　それでは、項目の２番目についてはですね、削除する部分、若干あるということでしたし、委員の共通認識を図ることが目的なんだということがありましたんで、修正をかけさせてください。

ほかの項目についてはよろしいですか。特になければ。

○委員（山本幸廣君）　５番目のところの、委員それぞれの復命書を作成しというのは、この前ちょっと議論したっちゃなかったかな。この件については、何か議論して、もう。

○委員長（野﨑伸也君）　前回はですね、委員長が復命書を作成し、委員は所感のみでよいということになってます、というような話をしたところです。

○議会事務局次長（嶋田和博君）　その件で、これまでの議運の取り決めの報告がありますから、増田のほうから。

○副主幹兼議事調査係長（増田智郁君）　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

ただいま行政視察の復命書につきまして、御議論をしていただいているところですが、これまでの経緯について、ちょっと御説明のほうをさせていただきたいと思います。

平成２５年の改選前の議会改革特別委員会でも、本件につきましては議論がなされているところでございました。

そもそも、復命書につきましては、それまで議会事務局のほうが主になりまして、していたところですが、常任委員会の委員長、副委員長、それと各委員さんも交えたところで復命書をつくろうという経緯でございまして、平成２４年の５月の議運の中でですね、取りまとめの復命書のスタイルを統一をさせていただいているところでございます。

それが、これまでとちょっと違うところが、まず、視察の目的、視察先の目的は、やっぱり入れないといけないというところで入れさせていただいたと。

それと、事務局と、あと議員さんたちの役割のところでですね、内容の概要につきましては、事務局のほうで、テープレコーダーの関係もございますので、質疑応答までは入れさせていただきまして、その最後、視察を終えてというところで、今、各常任委員会、会派の視察で出していただいてます所見については、視察を終えて、委員長以下副委員長、委員のそれぞれの方が出していただくというスタイルを、平成２４年に一応役割分担というところで統一をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（野﨑伸也君）　今の事務局の報告も含めて、項目５番についてですね、何か御意見ございますか。

○委員（亀田英雄君）　会派の部分はホームページに掲載するでしょうが、委員会の部分は、掲載されとらんだったはずですよね、みたいに感じておりますが、その辺の経緯もちょっと、あわせて、なぜそうなっているのか。それが事実なのか。その経過も含めてちょっと、もう少し話してください。

○副主幹兼議事調査係長（増田智郁君）　ただ

いまのホームページの掲載でございますが、ちょっとそこまでたどり着いた経緯についてはですね、ちょっと、その当時の記録を見てみないといけませんのですが、現実的に、常任委員会の復命書については、まだ掲示はしていないと。会派の分についてはですね、領収書等の関連も公開しているというのもございますので、情報プラザのほうにですね、置かせていただいているというのが現状でございます。

常任委員会は、特段ホームページ等には載せておりません。ただ、復命書つづりというのでは、保管だけはしているというところでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君）　そんなこともあってですね、やっぱり公開する、それもきちんと公開して、広く知らしめるべきだと。それを八代市の行政に反映するべきという考え方のもとに、この提案ということですので、その辺も御承知おきいただければ、みんなに、そこが共通認識となればですね、いい話なんです。

○委員（村川清則君）　事務局にお尋ねだけども、それぞれが復命書を作成し、て書いてあるけれども、現行、復命書があって、各委員は視察を終えての思うところであったり、所見であったりを書いて出せばいいと、現行はそうなってるということですか。

○副主幹兼議事調査係長（増田智郁君）　そうです。

○委員（村川清則君）　じゃあ、この書き方はちょっと、それぞれが復命書を作成し、提出するとなれば、最初から書くような感じですよ、これ。だから、ちょっとこれ。だから、総括があって、各委員は所見を、各会派の視察みたいな感じで提出すれば、それでいいというような書き方のほうがよかっじゃなかですか。

○委員長（野﨑伸也君）　今の御意見についてはですね、前回の会議の中で、そういった御意見があったということで、まとめて、皆さんにもお配りはしてあっとですけれども、まとめてありますんで、それも踏まえていかがですかと、今御意見を伺いたいと。現行は、今こういう状況ですというような御報告があったんですけれども、それを踏まえて、改革クラブのほうからは、こういうふうに変えたほうがいいんじゃないかというようなことで御提案があってるということでございますので。

○委員（増田一喜君）　要は、委員会の視察の復命書、それから、所感はそのままでいって、最終的に、先ほど亀田委員が言われたように、ホームページに出すということで、それを、現行のやつにこれをつけ加えるということでいいんじゃないですかね。

○委員長（野﨑伸也君）　増田委員、もう一度よろしいですか。現行のやつに。

○委員（増田一喜君）　に、議会ホームページに出すと、掲載するちゅうことで。公開したいちゅうことでしょう。今まで公開されてないから、公開したいちゅうことだから。だから、その部分をつけ加えてやればいいんじゃないですか。上の部分じゃなくて、この視察後には、委員それぞれが復命書を作成し提出すると、云々と書いてありますけど、これじゃなくて、現行のやつの文言の中に、プラス、議会ホームページに掲載すると。公開するちゅうことでしょう。

○委員長（野﨑伸也君）　提案されております改革クラブのほうからは、何か今の意見に対してはありますか。

○委員（亀田英雄君）　全然構いません。

○委員長（野﨑伸也君）　よろしいですか。

○委員（亀田英雄君）　きちんと、だけん、出しましょうという話ですから。

○委員長（野﨑伸也君）　わかりました。

ということは、ここの文言は若干修正をかけないといけないですね。

じゃあ、この分についても、文言の修正を少しかけさせていただくということでよろしいですかね。

○委員（古嶋津義君）　視察後、委員それぞれが復命書って、ここは所見でよかっでしょう。

○委員長（野﨑伸也君）　所見になりますね、はい。

○委員（山本幸廣君）　前回のときには、所見ってなっておったと思います。だから、私はちょっと、これについては削除したらいいんじゃないかなというような考えで質問させていただいたんですが、あとの復命書と、総括と視察の費用は議会のホームページで、これを２５年のときには、増田のほうから、今説明があったようにですね、常任委員会については、ホームページ、開いてないというような状況でありますので、それをホームページに記載するという、掲示をするということでですね、理解をしていただければと、それを諮っていただければ、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員長（野﨑伸也君）　わかりました。

そのほか御意見ございませんか。

○委員（前垣信三君）　確認です。事務局に確認ですが、ホームページを作成するということ自体は、非常に手間がかかるとか、何か難しい問題がありますか。

○副主幹兼議事調査係長（増田智郁君）　ただいま市議会独自のホームページは持っておりませんで、市のホームページの１コマの中に、市議会というコマがありますので、そこのコマにですね、行政視察のコーナーは、もう既に設けておりますので、そこに１つ足し込めば可能かとは思われます。あと、技術的な部分は、広報の担当の課と打ち合わせをしないといけませんが。

○委員（前垣信三君）　わかりました。

○委員（増田一喜君）　６番目の文言ちゅうか、字のところなんですけどね、最後のほうの、場合によっては執行部を同席を要請すると、執行部の同席をで、ちょっと文字が１つ、そっちのほうがいいんじゃないかなと。

○委員長（野﨑伸也君）　執行部の同席を要請する。６番です。

○委員（山本幸廣君）　執行部をって、執行部を同席、次の「を」を取り外せばよかったい。執行部を同席要請すると。

○委員長（野﨑伸也君）　そこはちょっと検討させてください、「の」と「を」のところは。

○委員（山本幸廣君）　私はそのほうがよかごたる。

○委員（成松由紀夫君）　この６番のですね、そもそも論ばってん、視察の内容を話し合う委員会を開催し、ていうのもですよ、さっきの勉強会と同じ取り扱いで、正副委員長の、まあ、委員長の判断でよかですけど、委員長の判断により開催することができるで、その都度、また、中には先進地と思って行ったら、先進地じゃなかった。たまたま、よくよくニュアンスが違っとって、その視察自体が、うちのほうが先に行っとったなという場合があるじゃないですか。特に、質疑のやりとりのときに、後から、だんだん的外れになってきたりするときも、大体ぞぎゃんときは、八代のほうが先行っとったりする場合もあるので、そういう部分について、また委員会を開催しということになると、また、あれなので、２番と一緒でですよ、視察後、１カ月以内というのも、別にそのときの行事によっちゃあ、１カ月以内でなからんば、これはでけんという話で、１カ月越えても勉強会せんばんときはせなんわけだけん、だけん、視察後、視察内容を、委員長の判断により、市政への反映方法などを検討することができると、シンプルにして、場合よっては執行部の同席を要請するというぐらいにしとったほうが、どっちにしろ、２番とリンクすっとかな。そのとき

そのときの事案で違ってくるけん、うちが先に行っとる場合が、多々あったりするときもあるけんですね、だけん、そこは委員長が招集かけて、勉強会を事前にする場合もあれば、視察に行ってきて、ああ、これはちょっとうちに生かしたいし、共通認識ば、また、委員の共通認識を図りたいと、委員長が思えばですよ、することができるということにしとけば、視察の前も後ろもきちんと固まりゃせんですかね。その程度がいいと思いますよ。

○委員長（野﨑伸也君）　２番とリンクする部分ということで、委員長の判断というところが重要なキーポイントなんだろうと、今回もですね、思うんですけれども、そういった御意見でしたけれども、今の御意見に対して、提出されております改革さんのほうからありますか。

○委員（亀田英雄君）　２番とリンクするという感じがするんですが、この６番のほうが大事だと思うんですよ。委員会活動をもっと活発にすべきだしという思いがあります。

今、なかなか委員会とあってもですよ、年に４回で、あと、費用弁償を気にしながら、委員会を開催されないちゅう雰囲気があっじゃなかですか。じゃあ、なくてですたい、必要な委員会というのは積極的に開くべきだし、視察に行って、何もなかったじゃあ、それはあからんですもん。何かつかまえてこんばですたい。そして、ここは八代にどげんかしようういうて、いう気持ちで視察に行くようにしないと。

だけん、６番な、もう、私とすれば、提案者としては、６番のほうは、２番とリンクする話ではなくて、６番はしっかり開催してほしいなと。ほかの所管事務調査等でもですたい、委員長、よございますか、ほかに所管事務調査とあわせてでも、これはすべきだというふうに考えて、提案した次第です。

○委員（成松由紀夫君）　だから、やっていただいて結構なんですけど、ただ、その。

○委員（亀田英雄君）　ニュアンスが違うという話ばしとるんです。

○委員（成松由紀夫君）　ニュアンスが、思いも、言いよらす意味もようわかるし、だけん、ただ、この１カ月以内とか云々じゃなくて、それは、例えば、そのときの行事日程じゃ、ちょっと置いても委員長がやると言えば、やればいいわけであって、費用弁償を気にして、委員会の開催を云々ではなくて、そういう部分があれば、勉強会でもよかわけだし、いやいや、これはきちっと反映させる部分で、正式な委員会を開くんだというのも、また正副委員長の判断だろうけんで、そこはそれでいかかればいいんじゃないですかね、と思うんですけど。

○委員長（野﨑伸也君）　委員長の判断というのが、今回の申し合わせの中でもですね、大事なところなんだろうと思うんですけれども、委員長が、判断によれば、定時の委員会の中にそれを入れ込んで、一緒に話し合いをする機会を設けるというのもありかなというふうには思いますので、そういった判断だろうというふうには思います。

１カ月というのがですね、前回の会議の中では、速やかにというふうに変更したらどうかというような御意見がですね、たしか古嶋委員のほうからあったというふうに思ってますんで、速やかというようなふうに、必要に応じてと、委員長は必要に応じて視察後速やかに、というような文言のほうに変更していけばどうかなというふうには思いますけれども。

○委員（亀田英雄君）　その辺は柔軟に対応いただいて結構だというふうに考えます。

先ほどニュアンスが違うんですよという話を、ちょっとしたかったんです。

○委員長（野﨑伸也君）　わかりました。

ほかに御意見ございませんか。

○委員（前垣信三君）　この６番ですかね、要は、ここは放映されとるからあれなんですが、

議員は何しよっとかいと、何の視察に行くとかいという話を結構聞きます。ですから、成果だけはですね、ちゃんとした委員会を開いて、市民の皆さんにわかってもらう。先ほどホームページを開けば云々という話もありましたので、ホームページを見ればいいんでしょうけれど、簡単に、今はスマホで見れますから、できればですね、おっしゃったように、近いうちに、近い時期に委員会を開催して、この報告をするような委員会はとってもいいんじゃないかと思います。

○委員（中山諭扶哉君）　今ですね、現状、ほとんどそういうことがされていないということが、公費を使って行っているわけですから、そこら辺がですね、必要じゃないかなと思いますし、この部分も肝になってくるんじゃないかなというふうに思います。

ぜひ、それはする方向というところで決めたほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員（成松由紀夫君）　私が最初、１カ月以内が、視察後速やかにで、視察内容を委員会を開催し云々となって、市政への反映方法など検討することができると言うたのは、今ちょっと話聞いとったら、視察に行って、ニュアンス的にですよ、市民の方々から、我々も言われることがあります。いろいろ、私もＳＮＳ等で報告しますので。どこどこ行っとったない。あれは、それをしよらんかったころはですね、主どもは旅行行きよっとだろうみたいなニュアンスが多かったんですけど、そこをきちっと報告すると、ああ、内容はごきゃんところで、あがんとこ行ってということにもなるし、また、そういう手法を使わなくても、議員さん方が、じゃあ、今視察に行ってから、何も反映させとらんかちゅうたら、そうじゃなくて、一般質問の中で、どこどこの何々市に行ってまいりまして、こうこうこうでこうでしたというくだりで、結構皆さん、議員さん方質問で活用しよんなっとると思うですね、常任委員会以外でも。会派の視察だろうが、常任委員会の視察でも、出かけて行って、こうこうこうでこうでしたという部分で、一般質問の中で政策提言しよんなるわけだけん、だけん、何か余りにも市民の方々に、そういうふうに問われることが多い中でという部分での報告会的なことではなくて、それができますよと、必要に応じてできるんですよというスタンスにしとかんと、あんまりこれをがちがちにしよったら、ほんなこて、視察に行って、何も反映されとらんかったようなことを、議会自身が肯定するような気がするのも危惧すっとですよね。実際、皆さん行って、反映させて、一般質問の中等々でも取り上げて、先進地のことは事例を話しながら、こういうふうに八代はしたほうがいいんじゃないのという質問はされとるわけですから、だけん、そういうことを考えての、さっきの、することができるという形で、少し柔軟にしていただいたほうがいいというふうなことで発言をした次第です。

○委員長（野﨑伸也君）　ちょっと今、意見聞いとって、私思ったとが、することができるというとと、委員長判断というとは、私はイコールかと思うとですよ。委員長判断でということなんで、できるという表現は、この中にはですね、することができるというのは、ここにそぐわんとかなと思うとです。申し合わせ事項とかというところの文言の中にはですね、することができるというとは、ちょっとそぐわないかなと思うんで、委員長判断というとが入ってますんで、そこはそのままでよかじゃなかろうかと。委員長の判断でやっていこうと、委員長の権限ちゅうか、委員長さんの主体性というとばですね、求めてる部分ではありますんで。だけん、ことができるというのは、特に要らんかなというふうには、私は思ったところです。

○委員（成松由紀夫君）　というか、そこは、確かに意味は、ニュアンスは一緒なんですけ

ど、することができるとかというのは、よく条例の文言上とか、何かありますね、ただし書きでも、市長の、それ以外のことができるという、だから、あくまで表記の部分なんで、するというよりも、することができるというほうが、意味は一緒なんですよ、委員長が言われているとおり。ただ、そのほうがいいのかなと、文言上ですね、行政用語じゃないですけど、そういう意味合いの類いなので。

○委員（山本幸廣君）　申し合わせ事項の（案）の中で、上段のほうから３行目までが、申し合わせの事項なんですね。それによって、下段にいきますと、このようなことをしたらどうかなというふうな申し合わせですから、文言、文言については、変えるところも多々あったわけですけんでから、この視察後というのが、視察前後の対応が最も重要であることから、下記によって遵守するものとするということで、上段できちっと位置づけをしてあるんですよね。６番については、視察後ですから、視察後については、報告をすると、報告会をするということを、委員会でするのか、どこでするのかというのは、これは委員長が、そこあたりを判断をしていただければというふうに、解釈をですよ、そういうふうな解釈で認識をしとけばよかっちゃなかですかね。あんまりがんじがらめになってしもうてからですたい、それはもう、１から６までですたい、１字１字すれば、それはもう、今言われた、かんじがらめになってしまうから、やっぱりオープンの中、ある程度のソフトでいっとけば。申し合わせ事項ですけんでから、あんまりぎちぎちした申し合わせ事項じゃなくしてから、上段できちんと位置づけしてあるけんでから、あとは、視察に行く前と視察後の報告をどうするかということ、どうやって活用していくかと、市民にどうやってから広めるかということだけんでから。

○委員（村上光則君）　せっかくの協議の中ですね、今、前垣さんからも言われました、成松委員からも言われましたけれども、恐らく市民の皆さん方はですね、本当に、何しに行くとかいて、この前も言いましたけども、あんただん旅行に行きゃせんとか、旅行の気持ちでおっとじゃなかっかという、そういう意見がですね、市民には多かっですよ、実際。だから、私は、本当にこれには、行政視察はですね、廃止したほうがよかと思うとですよ。今までもそぎゃんでしょう。別に何も効果があったわけじゃなかて思うですよ。一般質問でどうのこうのじゃなかて思うですよ。（「効果はある」と呼ぶ者あり）だけん、これは、委員長に聞きますが、強制ですか、これは。行く、行かんは強制ですか。（「それは、そもそも論で論外ですよ」と呼ぶ者あり）論外かもしれんですよ。しかし、尋ねとかんとですね、大事なことでしょう。欠席する、欠席せんは大事なことだから。強制ですかと、だから、聞きよっとですよ。

○委員長（野﨑伸也君）　特に強制ではなかとは思うとですけれども、ここにも書いてあるとおり、視察に行くというとを、委員会で決めたということであれば、そこの委員さん方が共通認識ば図って、何を勉強するかと、何を反映させるかというところの部分はですね、一番重要なのかなと思います。

ただ、強制、強制じゃないというとは、公務、公務じゃないというのがありますんで、強制じゃないというともおかしかかもしれんですけど、強制かもしれんし、強制でもないかもしれんです。ただ、何かいろいろと個人のですね、いろんな都合もあるだろうし、行けない理由もあるだろうし、たまにはですね、そこはやっぱり柔軟に。委員長判断がそこにもあると思いますよ、各委員長のですね。

○委員（村上光則君）　そぎゃんですね。

だから、先進地を今までですね、私も１８年間見てきましたけど、行ってきましたけども、

八代に、それが何かためになったちゅうこと、皆さん、ありますか。これがこぎゃんなったちゅうことありますか。何もなかでしょう。言い切らんでしょう。

○委員長（野﨑伸也君）　村上委員、とりあえず、今の議会の中で、皆さんで行きましょうねというのは、共通認識のところでやられてますんで、その行く、行かんとか、行政視察を廃止しようとかという議論はですね、また別のところで、今後ですね、話をしたほうがいいかなと。

○委員（村上光則君）　市民からいろいろ言われておりますから、いかがなものですかと言いたかですよ。

○委員（成松由紀夫君）　今まで成果がないって言い切られると、話がおかしくなって、そう言い切らんでしょうとなれば、いろいろな例はありますよね。子供の乳幼児医療費の引き上げだったりとか、そういうのも先進地、どんどん１期目のときから、村上委員も一緒に見に行きなったし、実際保育料の無料化、第３子以降の部分だって、先進地見たり、いろいろ、ほら、その時々、環境センターだって、最初は何のことかわけわらんでも、ストーカー式か溶融式かなんちゅうのも、各会派で行かれたり、建設環境委員会で行ったりとか、そういうもろもろが、全くないでしょうと言い切ると、全くそうではないので、そこは、それぞれ議員さんたちが勉強してきて、一般質問に反映させてきているという部分では、ちゃんと成果があるし、また、その中が、今の行政に反映されているという事実もあるので、そこはそれとして見らんと、行って何もなかったろうがというとば全否定するのは自分たち、村上さんも含めた全議員を否定する。

○委員（村上光則君）　それは認識の違いと思います。

○委員長（野﨑伸也君）　済みません、とりあえず、村上委員からそういった御意見があるというのは、御理解するところなんですけれども、そういった御意見、世間一般からですね、市民の皆さんから言われていることがあるからこそ、そういったものを踏まえて、今回こういうことを、ちゃんとルールづくりしましょうねというような御提案だろうというふうに思うとですよね。だけ、そこでまた、こっちのほうの中でですね、文言等をですね、反映させていければというふうに思いますんで、議会改革を、まだずっと進めていく中で、じゃあ、行政視察を廃止するのか、しないのかというのも、そこでまた、項目としてですね、上げていっていけばいいのかなというふうに思います。

それではですね、御意見のほうが出尽くしたのかなというふうに思いますけど、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野﨑伸也君）　おおむねですね、皆さん方から、この申し合わせ事項案についてはですね、了解を得られたんじゃないかなというふうに思います。

今ほど、いろいろと御意見のあった文言の修正とかというのがありますけれども、そちらについてはですね、私、委員長のほうにですね、御一任いただきたいというふうに思います。前回の申し合わせ事項のほうもですね、そのように対応させていただいたんですけれども、要は、この行政視察における申し合わせ事項の中で重要なのは、ホームページに掲載していきますよというのが、ちょっと変わっていきますんで、議員の皆さんがですね、御認識いただかなきゃならないのかなというふうに思います。あとは、委員長さんがですね、主体性を持って、またやっていってもらうというのがありますんで、そこら辺についてもですね、またレクチャーのところで話もさせていただければというふうに思います。

行政視察における申し合わせ事項案については、御協議いただきましたけれども、修正は委員長にお任せいただくということ、この内容で決定していくということで、御異議ございませんか。

○委員（成松由紀夫君）　その手直ししたのを、また確認する場はあるんでしょう。

○委員長（野﨑伸也君）　前回と同様ですね、また、各会派のほうにお配りしますんで、直したところ。何かあれば、また、委員長のほうに上げていただくということでしていきたいというふうに思います。

○委員（成松由紀夫君）　了解しました。

○委員長（野﨑伸也君）　もう一回確認しますけれども、行政視察における申し合わせ事項案については、協議いたしましたとおり決定していくと、このように決定していくということで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野﨑伸也君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、⑤番目、議会のＩＣＴ化（タブレット導入など）について、各会派お持ち帰りいただいておりましたけれども、協議内容について、御報告いただければというふうに思います。

○委員（山本幸廣君）　委員長、前回までのまとめを、流れをちょっとばっかり報告していただければ参考になりますから。

○委員長（野﨑伸也君）　では、一旦小会します。

（午前１０時４２分　小会）

（午前１０時４５分　本会）

○委員長（野﨑伸也君）　それでは、本会に戻します。

今ほど、山本委員から、前回の話の内容ということで、お聞きしたいということでしたんで、まとめていただいているものをですね、お配りしておりますので、ごらんになっていただければというふうに思います。

特に、何か皆さん方から御意見ございませんでしたか、会派のほうからは。

前回ですね、とりあえず連絡網の整備についてはですね、進めていきましょうと、大まかな流れでですね、一番、各議員がですね、欲しい情報のところに、いろんな会議開催だったり、そういったものをお知らせする。あわせて紙媒体、今の現在の状況も並行してやっていこうというようなところについては、おおむね御理解があったのかなというふうには思います。

あと、タブレットの導入とかですね、そういったところ、議会の中で使えるかどうかという話については、若干ですね、御意見が食い違いとかがあったような気もありました。

あと、先進地の視察の関係もですね、お話があったところでございますけれども。視察の件については、ちょっと事務局のほうとも話をさせていただいたんですが、天草市さんのほうがですね、取り組まれているというようなことでございまして、視察の受け入れはですね、オーケーだったですよね。オーケーというようなことだったんですけれども、なかなか日程がですね、調整できないということがありましたんで、お伝えはしておきます。

○委員（中山諭扶哉君）　ＷｉＦｉ設置の件が、お話あったんですけど、よければですね、次回、会派の控室をですね、つくられるときに、電話の工事も一緒にされるということですから、ＷｉＦｉのですね、工事もですね、ぜひ一緒にしていただければですね、パソコン、タブレット、あとスマートフォン、スマホですね、全部有効に使えるようになるというふうに思いますので、例えば、次回のですね、会派室をつくるときに、一緒にということで、お願いできればなというふうに思います。

○委員長（野﨑伸也君）　今の御意見に、何かございますか。

前回のときもそうだったですけん、そういった話でですね、御認識はいただいてたかなと思いますけど、再度御要請ということでございます。

○委員（成松由紀夫君）　会派控室は、設置予定はいつぐらいですか、実際。

○委員長（野﨑伸也君）　早い時期にというような要望もですね、いただいております。私自身も早くつくってほしいというのはあったんですけれども、結局は、改選後だと、後になろうかと思います。事務局のほうともいろいろと話をさせていただいて、最終的には、改選後じゃないと、今の状況が続くのかどうかもわからんというのがありますので、改選されて、またパーティションをこうやってというのは、また費用がかかりますんで、改選後が現実的だろうというような話はしております。

○委員（成松由紀夫君）　そういうことも踏まえてですが、時代の流れで、ＩＣＴ化は避けて通れないだろうということだったんですが、この間の議員団会議の中では、やっぱり時期尚早の声が多くて、私は、それなりにどうですかという話はしたんですけども、やっぱりどうしても、それは、議員さん方それぞれの考えがあって、拙速に進められても、まず、入り口のところから、また、やらっさんといかんところもあるのでですね、スピード感を持って、こういったところはというのは、皆さん思いはありましょうけれども、なかなか対応に難しいという議員さん方の意見も酌み取っていただきたいなというふうには思います。そういう声があったちゅうことをですね、強く。

○委員（中山諭扶哉君）　確かにですね、そういう声が多いというふうに思います。先日ですね、お話ありましたとおりですね、例えば、紙媒体と、今までどおりの紙媒体と、導入に当たって、タブレットでもですね、導入すると、両方ですね、一緒にやったらどうかちゅう声もありましたんで、そこら辺も柔軟に考えていただければなあということです。

○委員長（野﨑伸也君）　ほかにございますか。

○委員（前垣信三君）　ほかの自治体がやっとることを、うちがでけんちゅうことはなかと思うとですけど、何でんそうですが、使ってみりゃ、大したことはなかですよね。

当面ですよ、これは事務局にお尋ねですが、今配付されとる資料、タブレットのメールアドレスを届け出した議員には、テストで、そういう送り方をしてみたらどうかなと。いろんなツールがあるじゃないですか。そのあたりを、あそこの文書箱に入れるんじゃなくて、もうメールで送ってくれたら、見るほうは、それを見りゃ済むわけですから。強制でも何でもない。送ってくれと、届けを出した議員には、試行ですけど、そのあたりをやってみると、だんだん皆さんの認識が変わってきはせんかなと思いますよね。そのあたりはどうですか、事務局は。

○議会事務局次長（嶋田和博君）　メール等でのですね、連絡についてはですね、数年前に、実は事務連絡程度のものについては、あらかじめ登録いただいたメール先にですね、送信するような形をとれないものかと、例えば、慶弔ごととかですね、冠婚葬祭、そういった、特にお亡くなりになられた連絡とか、それぞれの常任委員会の担当が３２名の議員さんにそれぞれ連絡をとっていると、その都度ですね。なかなか連絡とれずに、何度もお電話差し上げるというような場面もあるもんですから、まずは、そういった事務連絡程度のものから始めようということで、議員さん方のメールアドレスを収集した時期もありました。３２名中、約７割か８割の収集まではしたとこだったんですが、なかなか、かなり抵抗を示される、当時の議員さん、

いらしたりもしてですね、結局実現はしなかったんですが、今、前垣委員おっしゃるとおりですね、あらかじめ、また出していただいたメールアドレスなりの先に、セキュリティーの関係もありますので、どこまでの情報を送れるかというのは、ちょっと執行部との協議も必要になりますけど、試験的な、そういった導入は可能だと思います。

○委員（前垣信三君）　ここで見ると、上から２番目の年寄りが結構使うとるとですけん、やろうと思やあ、できんことはなかと思うとですよね。ですから、よければ、試しにやってもらって、皆さん方の反応を見てもいいかなと、私は思います。

○委員（成松由紀夫君）　もうメールは当たり前という感覚で、ちょっと話をすると、抵抗される議員さん方、そのメールアドレスがわからんとぞというところの話になって、非常に、これについては温度差もあって、やっぱり大事な部分は、今までの文書と、それとやっぱり、しっかり事務局が慶弔ごとなんかは連絡をとってしないと、このメールもですよ、例えば、フェイスブックだの、ラインだの、メッセンジャーだの、何だのとなったら、これもですね、案外煩雑になってきて、何が何だったか、１日に、どうかすると５０本、６０本とかなってくるとですね、その中に議会の大事なやつが入ってくるというところと、あとまた、情報次第じゃ、さっき言いなるごとセキュリティーの問題等々もあるようなので、まず、メールの部分で試験的にとりあえずやってみてというのは、それはそれでいいと思うとですけども、そこの温度差だけは少し認識しとってもらわんと、ちゃんと言うてくれたっかいっていう話に、また我々もなるんで、そこは理解していただきたいなと思います。

○委員（前垣信三君）　強制ではなくて、テストですから、申し出た人だけに送ってみりゃよかっですもんね。

○委員（中山諭扶哉君）　一括でも、手間はそんな変わらないんで。

○委員（山本幸廣君）　要は、前回の委員会での課題というのをですね、出し合って、これをずっと目を通してみてもですね、すぐできるものと、すぐできないもの、ここらあたりがありますから、先ほど中山委員からのお願い事といいますか、会派室についての、その設置等についてもですね、やっぱし検討は検討していかにゃいかんけんですね、事務局サイドで大変なことばってんが、一つ一つできる範囲内からたい、解決していこうということをしていけば、案外前に進んでいくと思うとですよね。ＩＴとかＩＣとか、おどま、ＪＴもたばこも飲みやならんごとなったけん、何なっとばいと言ったら、ばったり行かんけんでから、そういう一つの情報化が進んでいくのは間違いわけですよね。それには、八代市議会としても乗りおくれるわけはいけないわけですから、一つ一つ解決をしていただければなと、いけばいいんじゃないかなというふうに思いますので、前に、委員長、進めてください。

○委員長（野﨑伸也君）　はい、わかりました。

　ほかに御意見ございますか。

○委員（成松由紀夫君）　今言われたように、前回の上がっとる部分の中で、現実的にこれは可能、これが可能じゃないというのを、もう一回整理してもらって出してもらったときに、また、どうだよねという話にしたほうがいいんじゃないですかね。なかなか、この問題は難しいと思います。

○委員長（野﨑伸也君）　前回からですね、そういった、同じような話だったと、意見だったと思うんですよ。それを持ち帰っていただいてどうかというようなことで、きょう開催しとっとですけれども、あらかたですね、また前回と

同じような御意見だったかなというふうに思います。

少し、ちょっとまとめさせていただきたいと思うんですが、連絡手段についてはですね、今までの現行どおりの紙媒体でやっていただく。あとは、連絡ですね、電話での連絡というのもやっていただくということとあわせて、可能であればですね、メールとか、自分の各議員さんのお好きな媒体にですね、事務局のほうから発信していただくと。この両方を並行でですね、進めさせていくということは御理解をいただけているのかなというふうに思いますんで、こちらについては、ちょっと切り分けてやらせていただきたいと思うんですけれども、今の部分について、連絡手段とかですね、の部分については並行してやっていくということで、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野﨑伸也君）　では、そちらについては、決定していくということでございます。

あとですね、ＷｉＦｉ設置についてはですね、今、御要望があったところなんですが、事務局のほうと、また協議をちょっとさせていただければと思うんですが。

○議会事務局次長（嶋田和博君）　今、中山委員さんから提案がありましたＷｉＦｉ整備についてはですね、事務局としましても、近々控室を整備するに当たって、ラインの確保とかですね、そういった部分の物理的な工事が必要になってきますもんですから、ＷｉＦｉを設置した場合にはですね、コードレス化も図れるということで、そういった工事費も削減できる。それに、導入するに当たって、イニシャルコストはかかりますけど、ランニングコストはかからないそうです、今、情報政策課に確認しましたところ。そうしますと、各会派の政務活動費で支払ってらっしゃる、そういう通信料も削減できるということで、非常にメリットも多いというようなことで、導入コスト自体もそうかからないということで、現在、大体調べたところ、そういうふうなことですので、場合によってはですね、積極的にＷｉＦｉのですね、環境整備だけは進めていきたいなというふうには考えております。

○委員長（野﨑伸也君）　今のＷｉＦｉ設置についてはですね、各会派の控室を整備する中でですね、前向きに検討していくと、設置の方向ですよね。ということでございますので、御認識いただければというふうに思います。

○委員（古嶋津義君）　タブレット、個人所有の物を活用する、これは政務活動じゃだめということだったんですかね、この前は。個人で使用するけんかなという。

○委員長（野﨑伸也君）　前回もあったんですが、もう一回、事務局よろしいですか。

○議会事務局次長（嶋田和博君）　タブレットのですね、使う目的、あとは、使う範囲とかですね、そういったもので、いろいろ制限はかかってきますけども、極端な話、控室に置いて、議会棟でしか使わない、持ち出さないというようなところで、議会活動にしか使わないというような前提でですね、お使いいただけると、１００％政務活動費ということになろうかと思いますが、やっぱりどうしても、それじゃ、何の意味もないわけですから、やっぱり市民の皆さん方に、そういうタブレットを持って、市の情報を直接そこで見せて、そして、そこで御説明したりという議員活動、それも一つの政務活動にも当たりますけど、それが１００％個人的なものに使われないかというと、なかなか難しいものがありまして、これまでの、タブレットに限らずですね、さまざまな事務所関係の経費とか、そういった部分での経費については、さまざまな判例が出ておりましてですね、一概に１００％政務活動費で見ることができますというと、なかなかお答えしにくいところです。

○委員長（野﨑伸也君）　よろしいですか。

○委員（古嶋津義君）　はい、了解です。

○委員（増田一喜君）　今のあれですけど、タブレットを使って政務活動費で対応できているというようなところ、どこかあるんですかね、ほかの自治体で。そういうふうな、使っているようなところ。

○議会事務局次長（嶋田和博君）　タブレットの本体自体はですね、通信料とか、そういうので、ああいった会社は利益を出すというところで、本体自体無償で提供されるというようなケースが、非常にある。実際は、現実問題としてはあっております。

あとはですね、鳥羽市さんは、たしか当時政務調査費で購入いただいたというふうに記憶はしておりますけど、ちょっと詳細は確認してみないとわかりません。

○委員（増田一喜君）　それを使って、情報をとったりとかしたときに、結局有料でしょう。情報をとるのが無料なんですか。この中身が、ようわからんとばってんですね、タブレットがどうなのか。スマホさえもうまく使い切らない状況があるもんだから。

○議会事務局次長（嶋田和博君）　例えばなんですが、公共のＷｉＦｉとかを使ったりすると、当然無料なんですが、近い将来議会棟にもＷｉＦｉを設置したとしたときは、当然その通信料はかかりません。ただ、ＷｉＦｉの環境がないようなところで、ルーターを、自分でＷｉＦｉをとる、そういったのをつけたりすると、当然そういう部分についてはかかってくるというふうに思います。

○委員長（野﨑伸也君）　いろいろと御意見いただいたんですが、今ほどまとめていきたいということで、お話をしてたんですけれども、議会のＩＣＴ化、タブレットの件についてはですね、まだ皆さん方の共通認識というか、いろいろとちょっと、天草市をですね、視察したいというような御意見もありましたんで、なかなかちょっと難しいのかなというところがありますので、先ほども項目の中でもありましたけれども、今後引き続きですね、また、議会改革の中で検討していただきたいと。私も提案している側の一人ですので、引き続きですね、議会改革の中で、また検討いただければというふうなことをお願いできればというふうに思うんですけれども。

○委員（増田一喜君）　何か、またちょっともとに返るような気がするんだけど、タブレット使って、議場でタブレット使ってするというのは、投票行為とか、何か文書があって、それを見ながら、最後の採決のときとか、賛成反対とか、それをする、そういうのに使うような、俺ずっと認識があるもんだから、ほかに使うとしたら、何を使う。さっきも言われたように、外に持っていけば、いろいろな情報が入ってくるわけでしょう。議場であろうと、機械自体はどんどん情報が入ってくるようになっているので、だけん、全く不必要な個人的な内容まで入ってくるけんで、どこまでそれは制限ちゅうか、それが機械自体ででくっとかもわからんし、なかなか理解しがたいところがある。

○委員長（野﨑伸也君）　議場で使いたいというのは。

○委員（成松由紀夫君）　タブレットについては、多分、いろいろと課題が多いので、先ほど言うたように、上がってくるやつでの現実的なＷｉＦｉのやつとか、それをすみ分けてもらって、次回出してもらって。そうせんと、タブレットの話になると、なかなか、それぞれ使いこなしている人と、わかっている、理解している人と、どこまでどきゃんてなると、またちょっと話が迷路に入り込んでしまうような気がするんで、その辺の整理してから。

○委員長（野﨑伸也君）　今ちょっと整理してたんですけれども、ここでちょっと、今整理さ

せてください。

先ほど、繰り返しになりますけれども、今回のこの項目、議会のＩＣＴ化については、連絡網ですよね、先ほど言いました連絡網については、現状どおりの紙媒体のやつ、電話連絡もありますと。現状どおりのやつと、プラス、議員個人がですね、使っている、欲しいところのアドレスだったり、そういったところ、メールとかのところにも並行してお知らせをしていきますよというところで、御確認はいただきたいというふうに思います。そこら辺はよろしいですか。そこはよろしいですね。（「テスト的に」と呼ぶ者あり）はい、テスト的にやっていきますよというところです。

あと、タブレット等の導入については、今後、また議会改革の中で引き続き調査検討をお願いしたいということでよろしいですか。御意見ございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（村川清則君）　またちゅうか、メルアドとかは、また調査されて。

○委員長（野﨑伸也君）　こちらの事務局と、また話し合って、各議員さんに出していただけるのであれば、お願いをしていこうというふうなことで進めさせてください。

○委員（山本幸廣君）　よろしかればですね、３２人の議員さん、今３１人ですけども、流れをですね、じゃあ、タブレットを使うなら、こういうのが、はっきり言って、今テレビでよく流れば、画面を通してから、図で流ればつくって、よう見せるじゃないですか。はっきり言って、どこの党か知らんばってんが。ああいうのをきちっと流れを図面で引っ張っていただいて、それに各議員にですたい、タブレットについてはこういうのを、議会としてのＩＣＴ化の中では、タブレットはこういうことに活用できます、ここまでは活用できると、これ以上はできませんとか、そういうとを含めてですたい、もうちょっと煮詰めれば、案外説得力もあると思うとたい。知っとる者は知っとる、知らん者な知らん。

○委員長（野﨑伸也君）　山本委員、前回中山委員のほうから出されたのを読んでからですね、ほかの自治体で取り入れているですね、議会が取り入れているところの会社とかですね、そういったところを呼んで、デモンストレーションはどぎゃんかていう話もありましたんで、そこも検討して、並行していければなというふうには思います。

○委員（山本幸廣君）　委員長、私が言ったのは、天草市への視察をしたらどうかということで投げかけた中で、今、委員長が報告があったような状況ですから、理解をしますよと。

２つ目じゃ、調査研究の時間が必要ですよということで、調査する中では、中山委員が前回言ったようにですよ、今委員長言われるような、そういうようなやり方もしたらどうですかと。

それと、今の連絡網については、ファックスが一番いいんじゃないですか、今のところはと。すぐ、私もこれは提案したほうですけんでから、メールも、今、委員長が言われたように、そういうことで同時にやりましょうと。

あとは、ＷｉＦｉの設置については、先ほど言われたように。タブレットについても、今増田委員からの意見が出ましたので、そういう流れで、ここが一番わかりにくかところであって、タブレットの場合がですね。そういうのを図面の流れというのでですね、つくっていただければ、案外うまく浸透しはせんかなということです。

そういうことなんですね。あとセキュリティーについては、先ほど来、執行部との協議が必要であるという、ずっとこの協議項目を検討した中身ですね。

一番引っかかっとが、タブレットばっかり引っかかっとるですたいね。これだけじゃなかで

すもん、大体。ということで、御検討させてください。

○委員長（野﨑伸也君）　あらかた、今まとめさせていただいたんですけれども、山本委員も言われたですが、タブレットの導入については、引き続き調査していくと、よろしいですか。検討事項として、提案した側からすれば、そうやって残していただければありがたいというふうに思うんで。

○委員（中山諭扶哉君）　恐らくタブレットについてはですね、予算のかけ方、規模、どこまでやるかというので、全然変わってきますんで、どこが、どういう感じでやっているかというのをですね、見て来てもいいしですね、でも、そうしないと、どこまで必要なのかというところもあるからですね、どこまで使うのかというところもありますし、だから、それから先、検討事項のほうが多いんじゃないかなというふうに思います。

○委員（山本幸廣君）　よし悪しがあるもんだけんな、１００％よかっぱっかいなら、すぐつこっよかばってんが、いしれんことやってくれちゃ困るもんだけんな。

○委員長（野﨑伸也君）　いろいろモラル的にですね、整備せんばんところがあるかと思いますので、引き続きの検討事項として取り組んでいくと。

○委員（亀田英雄君）　タブレットば使えば、こんなことができるというとを、もう少し予備知識までいく間の話を、ちょっと出してもらえばたい、そうすると、ここまででくるという話の。ただタブレット、タブレットという、そこで大分温度差があるんけん。

○委員（山本幸廣君）　委員長がおったけん、連合の代表だけん。提案したところから、スムーズに通るように。

○委員長（野﨑伸也君）　連合と改革で出してます。

○委員（成松由紀夫君）　テスト的な部分の導入は、まずは、ショートメールからでいいと思うんですよ。いやいや、というとが、うちの会派の中で出てきたときに、メルアドばどきゃんやって出すとかいていうところからだけん、また、事務局もテスト的にやるときに、いっちょいっちょ、またメルアドを調べて何とかというたっちゃあれだけん、ショートメールで、大事なことだけ、いつ誰々さんが亡くなられました、訃報ですみたいんだったら、ショールメールでよかわけだけん、それぐらいのことから考えていかんと、温度差がありますよちゅう話。

○委員長（野﨑伸也君）　ありがとうございます。

今回提案したのは、一番大事なところはですね、この連絡網の整備なんですよ。やっぱり災害が起きたときにですね、何回も何回もして、かからん、かからんて、安否ば、やっぱり議員の皆さんの安否を確認するのに、これが一番大事だろうということで、これだけは進めたいと思いますんで、ぜひ、さっき村上委員もありましたけど、全議員がですね、何かしらの連絡先ばですね、登録していただければというふうに思いますんで、ショートメールのほうも、そこの項目の中に入れておくということです。

もう一回確認します。

連絡網のほうの整備については進めていくということ。タブレットの関係、議場への持ち込みとかですね、そういった関係については、今後また協議していくということ。ＷｉＦｉの設置については、控室を設置する際にですね、当然設置の方向でですね、やっていこうということで、決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野﨑伸也君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、６番目、⑥八代市政治倫理条例の見直しについてでございますけれども、提案の

ほうですね、お願いしますということで、前回お願いしておりましたが、今回、自民党会派さんのほうからですね、案ということで出していただいておりますので、どなたか、古嶋議員でよろしいですか。内容のほう、よろしくお願いいたします、提案のほう。

○委員（古嶋津義君）　３会派を代表して、私のほうから。

そこにお出ししてあるとおりでございますが、一度読ませていただきます。

さきの委員会の中で、委員長のほうから、案を出していただきたいということでありましたので、本日出させていただきました。それでは、読ませていただきます。

我々、八代市議会自民党３会派として、八代市政治倫理条例について、見直しが必要と考えます。

条例中、「市の工事等に関する遵守事項」第１５条、議員及び市長等の配偶者、３親等以内の親族及び住民登録上の同居者（以下関係者という）は、地方自治法第９２条、――９２条はこれは議員だったと思います。第１４２条及び第１６６条、――これは市長等だったというふうに思います。第２項の規定の趣旨を尊重し、市民に対し疑惑の念を生じさせないよう、市工事等の請負契約（下請負等も含む）、委託契約及び一般物品納入契約（以下市工事等の契約という）を辞退するよう努めなければならない、とあるが、この条文は、平成１０年１２月定例議会のころに策定をされ、はや１８年がたつもののいまだ努力目標のままである。現実的には何らの効果もないと考える。

地方自治法の兼業禁止の趣旨を現実的に効果のあるものとすることが、市民に対して疑念を抱かせないことになる。

そこで、１、この努力目標を禁止項目に変更する。

２、八代市議会議員が所属する会社等において、議員本人の立場が公職選挙法及び地方自治法の兼業禁止条項に抵触していないか調査する権限を議会に与える。

また、昨年１２月の定例議会において、議員がＮＰＯ法人八代市体育協会の顧問を務めるのはおかしいと一部議員が発言をされ、何ら根拠はなかったものの、混乱を避けるため、ＮＰＯ法人八代市体育協会の顧問を辞任された経緯もあり、議員は、校区体育協会の役員を受けないこととする等を提案をしたいということで、御提案を申し上げます。

○委員長（野﨑伸也君）　ありがとうございました。

では、御提案いただきました内容について、御報告いただきましたけれども、一読されて、御意見等ございましたら、今、まずはお聞きしたいというふうに思いますけれども。

○委員（村上光則君）　これは、私の会派が出したことでもあるし、私は、見直しじゃなくて、もう、これは廃止したほうがいいんじゃないかと思っております。

なぜかといいますと、国も、県もそういう事例がいっぱいあるじゃないですか。他市町村においてもですね、いっぱい議員さんおられますよ。そういう形でおられるところに、うちの八代市だけが、こんなことすると、この前も議論があったように、議員になり手がいないというような話もされましたでしょう。そういうことで、やっぱりなり手がいないようになりますよ。だから、こういうのは、もう廃止したほうがよかじゃなかですか。不正が起きたときはですね、これはもう、もちろん法的な手段でですね、協議をすることができるんですから。だから、これはもう廃止したほうがいいと思います。

以上です。

○委員（古嶋津義君）　今、村上委員のは極論だと思います。そこに地方自治法がありますの

で、９２条は、多分議員だったと思います。１４２条は市長だったと思いますが、兼業の禁止と、ちゃんと地方自治法にうたってございますので、その辺のところはしっかりと捉えていかなければならない。特に、上天草市におきましては、２人ほど議員辞職をされた経緯等もございます。その辺のところはしっかり、もう一回御認識をいただければ幸いであります。

○委員（成松由紀夫君）　今、村上委員がおっしゃられた廃止というのが、ちょっと理解しかねるところですが、議員のなり手がないということは、やっぱり兼業で会社代表の方々が議員になっとる現実があるから、だから、そうなると、そういった方々が議員になれないから廃止するべきだという意味で捉えていいんですか。

○委員（村上光則君）　いや、それは、これからもそういうことが起きやせんかなと、そういう人が出てきやせんかなと思うわけですよ。（「社長さん方が」と呼ぶ者あり）うん。それは実際ないとは限らんですよ。それは、やっぱし、そういう関係者が出てくっと思うですよ。だから、それはもう、そういう方が３親等内におって、不正があった場合には法的処置をとればいいんですから。今、なり手がなかですから、本当に。そういうふうに、私は進めたほうがいいと思いますよ。

○委員（成松由紀夫君）　そこのなり手が会社社長であって云々ということ、それ以前の問題で、これはやっぱり、そういう疑念を生じさせてはいけない、それと、地方自治法の兼業禁止もある。だから、議員になられる部分であれば、やはり政治倫理条例を守るというスタンスの方がなられるべきである。そういうところを、いや、そういう方々も議員になってくるときに、間口を狭めるから廃止だというのは、少し極論なようで、市民の理解は得られないのかなあというふうに思いますし、むしろ、議員定数の問題のほうが、もっと、今新人さん方にはプレッシャーかかっているような話も出てきてますので、やはり人材発掘というか、議員もそういう部分でいうところでいくと、また、全然話がすりかわってくるので、これを努力目標でいってて、もう何ら、先ほど言われた、どこにでもありますよという話で、それが努力目標だからということで、これを禁止項目にやったら、また違うんじゃないかな。市民の皆さん方にも毅然とした話ができるし、というところでの提案ですので、そこは御理解いただきたいなと。疑念が生じる、生じないの話ですからね、それは。

○委員（村上光則君）　だから、さっきも言うたようにですね、それは、県だったって、そういう関係者いっぱいおられるですよ。そうばってん、こういう取り決めはしてないんもんですから。だから、そういう関係者がなっとられるとじゃなかですか。それはいっぱいおられると思いますよ、県には。それは、ほかの市町村にも、私が知っとる人もおられるですよ。

○委員（前垣信三君）　済みません、ちょっと確認です。

今おっしゃった、兼業ができない。兼業はどの範囲なのか。例えば、建設業が兼業なのか、農業が兼業なのか、商業が兼業なのか。ある自治体で、農家を経営しとる議員さんが兼業に引っかかりましたもんね、農業やっとって。だから、兼業という意味が、うちは農業、この業ですから、うちは商業しとる。例えば、入札関係の絡む兼業という規定があれば別ですけれど、兼業の禁止というのは、どういう範囲を示すんですか。たしかね、ほかの市議会では引っかかった例がありますよ。上げられた、農業しとるからといって。そのあたりをね、はっきりせんと。

それと、古い山本委員さんもおいでるから、たしか、これは沖田さんの最初ごろじゃなかったかな、２親等が３親等に厳しくなったような

気がすっとですが、そのあたりは、もし御存じであればですね。

○議会事務局次長（嶋田和博君）　地方自治法においてですね、市長や議員さん方、そういった方々についてはですね、兼職の禁止というのがありまして、９２条に、自治法の。その９２条の２にですね、兼業の禁止というのがあります。この兼業の禁止というのはですね、要は、地方自治体の中枢におられる、そういう方々、いわゆる権限のある方々ですね、そういう方々が、その自治体と請負契約を結ぶというのは、利益相反する関係にあるもんですから、疑念を招くおそれがあるということで、一定の制限をかけているものです。ですから、自治法では、あくまで市長や議員さん、本人に限って、市と継続、反復的にそういう請負契約、これは物品の販売購入も含むようですけども、そういった契約行為を結ぶことは禁じております。

農業云々とおっしゃいましたが、その農業で得た成果品を市に納入とか、そういう部分かなという気はするんですが、ちょっとその辺は承知しておりません。

○委員（前垣信三君）　私も、しっかりした確定ではないんですが、たしかそういう記事がありましたもんね。ですから、おっしゃるとおり、兼業禁止という範囲が公共工事、もしくは市の納入関係に絡む兼業ができないという意味なのか、広く農業なのか、あるいは広く商業なのか、その兼業という意味がですね、何かそういった書いてあるものじゃないんですよ、条文に。（「書いてある」と呼ぶ者あり）書いてあるの。（「書いてあります」と呼ぶ者あり）それば確認したかっただけです。（「市の請負たい」「下請負も含む」と呼ぶ者あり）兼業ちゅうのは、そういう意味じゃなかですよ。確かに農業やっとる人が上がったもん。（発言する者あり）

○委員（山本幸廣君）　これは私の記憶もあるんですけども、兼業禁止というのは、議員さんが会社の重役や代表者とかですね、いろんな組織団体の代表者とか、そういうようになったときにも、これは兼業が引っかかるんですよ、地方自治法の中で、９２の２の中でですね。それをですね、大変私も苦労したことがあります。これはもうはっきり言って、我々自民党の仲間に、名前言うといかんばってんですたい、大概な苦労して、もう１人はやめらしたけんよかばってんですね、当時の市長と私も苦労してから、いろいろと、すぐ手続等をしてですね、対処した経緯があります。

市が予算計上して、そこの代表、そして給料も何百万てもらうという、そういうのを兼業の禁止に引っかかるんですよね。これは法的に地方自治法にあるもんですから、これを、兼業禁止を云々というのは、これは法的にきちっと位置づけがあるもんですけんでから、ただ、政治倫理については、これは八代市がみずからがつくった政治倫理ですから、これについては、兼業とは別なんです、政治倫理の場合はですね。政治倫理の場合には、もうはっきり言って、それは我々が２親等、３親等まで決めた。当時ですね。大変問題があったけんで決めた、この法をつくったんですよ、政治倫理条例というのをですね。今は問題がなかけん、１８年たったけんでから、自民党が出しておられる、このはっきり言ってから、提言についてもですよ、１８年過ぎたけんで、もう何も問題なかろうがということであれば、それを審議をする過程の、審議するというですね、これはもう余地があると思うんですけれども、どちらに審議していくのかということですね。だけん、これはもう総合的にある程度考えていかなければ、そこに、私たちのときも、これは大変な苦労してつくったんですよ。これはもうですね、そこまでせんでよかろうがていうてですね、当初２親等だったです。最終的には３親等までなったんですけど

も、そういうひとつの問題があったから、つくったわけですけんでから、問題がなからんばつくっておらないと思いますですね。だけど、どこの自治体も、はっきり言って、１親等、２親等、３親等はほとんどないんですよ、どこの自治体、地方自治体の中でも、政治倫理条例の中でも請負契約の中ではですね。八代市が非常に厳しいという段階だったから、今回自民党さんから出ておる、この問題については、ひとつ提案があっておるわけですから、テーブルの上にのせて、議論はいいんじゃないかと思います、私は。

○委員長（野﨑伸也君）　事務局のほうから、今の前垣委員のことについて。

○議会事務局次長（嶋田和博君）　自治法の規定、御承知だと思いますが、議員の兼業禁止規定という、第９２条の２というのを朗読いたします。

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人、または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役、もしくは監査役、もしくはこれに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない、という規定がございますので、要は役所と取引をすることはできないというような内容です。

それが、八代の場合は、配偶者を含めて３親等まで、親、兄弟、おじ・おば、おい・めいまでを努力目標として、今規定しているということです。

○委員（前垣信三君）　済みません、ようわかりました。

もう一つ確認ですが、この下請を含むと書いてあっとですが、このあたりも、何か規定があるんですかね。

○議会事務局次長（嶋田和博君）　一応、自治法の解釈上ですね、下請は含まないというふうにされております。自治法上はですね、兼業の場合。ただし、一括下請等の場合については、適当ではないというふうなことになっております。

○委員長（野﨑伸也君）　よろしいですか。

○委員（前垣信三君）　はい、いいです、いいです。

○委員（中山諭扶哉君）　例えば、第三セクターとかも、そこに入ってくるわけですか。会社をつくっているところで、第三セクターとかで、そこの役員とか、そういうのも全部入ってくるわけですか。

○委員（山本幸廣君）　入ってきます、全部入ってきます。全部入ってきます。普通調べんけんね。

○委員（中山諭扶哉君）　済みません、もう一回、その範囲まで、取締役、監査役、何か。

○議会事務局次長（嶋田和博君）　申し上げます。

地方自治体に対し請負をする者及びその支配人、または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役、もしくは監査役、もしくはこれらに準すべき者、支配人、清算人たることができないという規定になっています。

○委員（中山諭扶哉君）　わかりました。ありがとうございます。

○委員長（野﨑伸也君）　ほかにございますか。

○委員（増田一喜君）　もともと地方自治法、それから、公選法の中の兼業禁止というところであるけんで、実際的にはですね、しとられたら、会社の社長とか、要は、自治体との工事関係の契約ですよね。それをやっちゃいけないというふうに、大体うたっていると思うんですよね、中身としては。だから、通常であれば、性善説でいけば、そういう方々は立候補しないだろうと、また、してはいけませんよってなっているから、普通はしないんですよね。そこをし

てくるちゅうのは、少し、いささか問題があるんでしょう。だから、こういう疑義が発生するということにもなりかねない。それは、私も前にですね、聞いたことがある。前垣委員が言いなったように、最初は２親等、八代市の政治倫理では２親等という議論があってたけど、それがぽんと３親等に変わって、より厳しくなりましたということがあった。前にも、一遍そういう問題が議論されて、結局は、ある意味じゃうやむやと終わったような。今度は兼業禁止ということで、私が議員になりたてのころ、執行部に聞いたことがあるんですけどね、じゃあ、兼業禁止に係る議員さんとか、会社といのうはわかるのちゅうたら、どうもしっかり調べないみたいですね。書類は出てくるけど、いろいろ複雑であってわからない。ただ、一応、この兼業禁止の解釈では、社長とか支配人だ、監査とか、云々とか言ったけど、それに準ずる者、実質的にその会社の運営ちゅうか、そういうのに深くかかわった人も、その中に含まれるという解釈になってるみたいです。だから、そういうのを調べるという権限があれば調べられるんでしょうけど、なかなか難しいみたいですよ。だから、ここでは兼業禁止ですね、抵触しないかを調査する権限を議会に与えたらいかがかという一つの提案。

それと、十何年やってきてですね、この禁止項目を、１番目のやつですね、禁止項目を十何年やってきて、そして、それが皆さんに浸透しただろうから、今度は努めるという文言じゃなくて、禁止するといったほうが、はっきりするんじゃないかなという思いの中からしているんです。それが、いつまでも努力もする、結局うやむや、うやむやで流れてくるような気がしてですね。それだけなったら、皆さん浸透したんだから、はっきり禁止しますというふうな表現をしたほうが、もっとわかりやすいのかなということで、この提案になっております。

○委員長（野﨑伸也君）　わかりました。

ちょっと委員長からなんですけど、２番の提案で、権限を議会に与えるというのがあるんですけれども、調査する権限というのは、例えば、百条委員会みたいな意味ですか。

○委員（増田一喜君）　いや、そこに出される書類とか、そういうのであって、それとか、調査、どの立場におられるかということですよね、抵触するような。だから、難しいちゅうんですよ、そこが。こうやって書いてるけども、議会に権限を与えるという、与えますというんであればいいけれども、ない中でやらないけんから、なかなか難しい。

○委員長（野﨑伸也君）　具体的にですね、どきゃんふうな状況、委員会ば設置して調査するのか、議会としては、多分そぎゃんことばせん限りは、個人では無理だろうけんですね。そぎゃんところを、ちょっと具体的にですね、お話ば出していただかんと、皆さんが、多分ちょっと、会派に持ち帰っての検討というのが、非常に難しいのかなと思うんで。調査権というのが、どこら辺に当たるのかが、いまいちちょっとわかんないというのがありました。

○委員（中山諭扶哉君）　例えば、今の八代市の政治倫理条例なんですけど、他市の例ていうのが、さっき言われた２親等以内、３親等以内とか、親族、例えば、姻族まで入っているとか、どこまで入っているのかがわからないですね。最初のテーブルがよくわからないので、ちょっと議論する前に、その資料があればなあという話。難しいです、全部が全部やってくるとですね、非常に数も多いし。

○委員（山本幸廣君）　関連ですけどもですね、今、増田委員が言われたように、これはちょっと目を通したんですが、これは大分市議会、大分市議会で資産等の報告書等の提出ができると、求めることができると、議員に。今、増田委員が言われたように、わからんて、資産

は、どこから、会社から幾らもらっとるのか、そういうのはわからないから、法人も含めてですよ、第三セクターも含めて。そういうときに、わからないから、資産等の報告書を、関係のある議員さんには提出をしていただくということができるという、これは大分ばってんが。うちんとは、これは入っとらんけん、入ってないですから。

だけん、大体はそうだけんでから、選挙に出るときは議員というのは、経歴も要るだったよな、どこそこの顧問とかな、どこどこの会社のもんたい。書かんやつが、書いとらんとがおったけんでから、おるわけたい。調べんけんでから、今増田委員が言ったように。これについては、資産等の報告書等の提出を求めると、そういう関係者についてはということでうたっとうと思う。うちはうとうとらんもんね、だけ、わからんと思う。だけ、わからんだったのが、わかるごとなったったい、うちんとは。何年前んとは、１０年ばかり前んとは。周りからもだやこらすだもんだけんでから、周りからばれてきたけんでから、調べもしようがなかろうが。

○委員（亀田英雄君）　事務局にお願いですが、公民権との関連性、地方自治との関連性、そうすると、あと、これを設置したことによる何らかの法律に抵触しないのか、これば強制したことに対しての。その辺ばちょっと調べてもらえれば。

○委員長（野﨑伸也君）　御要望的なところがございましたけれども。

○委員（成松由紀夫君）　そもそもですよ、そもそも、やっぱり議員さん、市長さん、そういう権限のある人が、そもそも、やっぱり市の請負を、契約行為してやるのはおかしいから、努めなければならない、辞退するように努めなければならないという、そもそもの話なんですよね。だから、市民の皆さんからも、政治倫理条例はという話がいろいろ出てくるときに、私は、詳しくは知りませんけど、例えば、中村市長が３代続いた建設会社でも、政治倫理が、やっぱりあるからたたまれたように、私は感じるんです。だけん、これは私の思いですよ。だから、政治倫理条例についてちゅうのは、これは倫理条例ですから、モラルの範囲だし、やっぱりいろんな部分で、それぞれの方々の受けとめかた、それと努力規定ということもあっとですけど、やっぱりそこら辺をですよ、やっぱり厳粛に受けとめていく方と、またいかない方というのもある部分で、ここをしっかり線を引く部分では、禁止項目にするというほうが、市民にもわかりやすいし、そういうですね、請負を契約上よろしくないからちゅうことで、多分これ、平成１０年のときにつくられているんですよね、当時の先輩議員さん方が。で、そこを禁止項目ではなくて、努力規定にしていく中で、そこの、やっぱり倫理的なものを、議員としてのですね、倫理的なものをしっかりと考えて、辞退していってくださいよという話から、もう何年もたっとるわけですから、もう、なま２０年になってくるわけなんで、やっぱりこの辺のところは、それで、きちっと何もなければですよ、いいんでしょうけども、やっぱりいまだに請負をされとるようなところがあるでしょう。だけん、そこら辺はどう考えるんですかというところは、今問われているんじゃないかなという話ですけど。

○委員（山本幸廣君）　だけんな、これは当時を振り返ればですね、やっぱ、与党議員に関係する業者さんが、余りにも指名が入って、そして、その方々が多くとられてしまっておられたと、そういうのが、一つの例があってですね、じゃあ、それならば、万遍なくするために、やっぱり契約の請負を、１親等か２親等にしとるけ、最初は１親等でしようかなということもあったんですよ。後から、それが２親等になった。最後には、まだ通るもんだけ、３親等にな

った。なってくっとたい。厳しゅうなってこんば、ただ努力規定というたのは、努力規定はですね、これは一つの法的なですね、法に抵触するけんな、だけん、努力規定にしとっとだけんですから、これは調べてんかよ。と、私たちは、その当時つくったほうだけんな。

○委員（亀田英雄君）　さっき私が言った話の整理ばしてほしかっと、今、山本代表が言いなった部分、努力規定になっとる経緯というとば、きちんと、次回に報告していただきたい。

○委員長（野﨑伸也君）　はい、わかりました。

いろいろとですね、御意見いただきまして、きょう提案された部分ですので、皆さん、多分この場ではというのはあるかと思います。まだいろいろとですね、会派で話をしていただければというふうに思います。

済みません。

○委員（古嶋津義君）　私どもは、合併後に来ました。そのときは、もう既に、この政治倫理条例はできておりまして、３親等までだった。合併後にですね、山本委員が議長時代に、２年目かなんかにですね、これも一回提案をしてやりましたが、このままでいこうかいという話、そのときはいろんな議論がありましたが、そのままになっておりました。

なかなか、今、話の、市民の皆さんから疑念を抱くようなことも言われますもんで、そういうことで御提案をしたということでございます。

○委員長（野﨑伸也君）　ありがとうございました。

済みません、御提案いただいた部分について、一旦持ち帰りをしていただきたいというふうに思います。

あとですね、１つ、委員長からお願いなんですけれども、自民党さんからは３点ですね、御提案があっております。２点目についてですね、調査する権限を議会に与えるという部分については、少し理解が、ちょっと共通認識できてない部分がありますんで、具体的にどういった部分で、どういうふうにしたらできるんじゃないかというようなところで、もう一回御提案のほうばですね、していただければというふうに思います。

あと、あわせてですね、村上さんのほうからありました、村上さんの会派のほうからは、これは廃止するべきだというような御意見もあってますので、あわせて、会派で御検討いただきたいというふうに思います。

ということで、お持ち帰りをお願いをしたいというふうに思いますけれども、次回の委員会で、また、引き続き協議するということに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野﨑伸也君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

本日の議会改革に関する協議はこの程度にとどめたいと思いますが、御異議ございませんか。（「下んと」と呼ぶ者あり）

それでは、⑦番、正副議長の選挙制度確立について、（「いやいや、違う違う」「昨年１２月のとか」「校区体育協会長」と呼ぶ者あり）だけん、合わせて３点をということでお願いしてます。自民党さんからは３点ありましたということで、お持ち帰りくださいということで、今、お話をしました。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野﨑伸也君）　はい。

それでは、本日の議会改革に関する協議はこの程度にとどめたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「委員長、７番までいっていいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（野﨑伸也君）　いや、ちょっと済み

ません、きょうは、ちょっとここで終了したいと思います。委員長の権限で申しわけないんですけれども、よろしいですか。（「この７番、早く終わると思うけどな」と呼ぶ者あり）済みません。

それではですね、次に、次回のですね、開催日について御協議願いたいと思いますが、取り決めでは、毎月第１及び第３木曜日となっております。次回は５月１８日となっておりますが、いかがいたしましょうか。

なお、６月定例会招集告示日の議会運営委員会は、５月２９日となっています。あわせてお含み置きをいただきながら、御協議いただければというふうに思いますが。（「５月１８日はだめ、管外視察」と呼ぶ者あり）じゃあ、もう２９日の招集の議会運営委員会の、月曜日ですね、５月２９日が次の議会招集のですね、議運になりますんで。（「これは何時」と呼ぶ者あり）１０時です。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野﨑伸也君）　それでは、次回の議会運営委員会の開催日は、御協議いただきましたとおり、５月２９日月曜日１０時からということに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野﨑伸也君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

お持ち帰りになりました項目については、次回の会議までに意見集約のほうをお願いをしておきます。

◎その他

○委員長（野﨑伸也君）　次に、２番目の議題、その他について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野﨑伸也君）　何もないということでございますので、それでは、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

（午前１１時４２分　閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２９年５月８日

議会運営委員会

委　員　長